

函館市監査公表第10号

函館市教育委員会教育長から「財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年4月26日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 福 島 恭 二

函館市監査委員 佐 古 一 夫

函 教 管
平成 2 5 年 4 月 2 2 日

改 善 措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会
教育長 山 本 真 也

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により，別紙のとおり
通知します。

改善措置通知書

部局名	教育委員会	
監査の種類	定期監査 ・ その他 (財政援助団体等監査)	
監査等実施期間	平成24年9月3日～平成24年11月6日	講評日 平成24年11月9日
指摘事項等		
監査の対象 平成23年度において執行された、函館市の出資法人である財団法人函館市文化・スポーツ振興財団における出納、その他これらに関連する事務		
(1) 現金出納事務について		
ア 社会教育施設等使用料収納事務受託に係る収納金について 社会教育施設等使用料収納事務受託に係る収納金については、函館市会計規則（昭和39年4月1日規則第9号）等により、現金出納簿を備え、日々の出納の詳細を記載すべきところ、収納金日計表の作成のみとなっていたこと、また、所管部局で作成されている社会教育施設等使用料収納事務処理要領（以下「収納事務処理要領」という。）においても、現金出納簿を備えることの指示がなされていなかったことから、今後は、所管部局として、財団に対し、現金出納簿を作成し適正な記帳を徹底するよう指導されるとともに、収納事務処理要領の見直しをされたい。		
措置内容		
社会教育施設等使用料収納事務受託に係る収納金については、改めて、函館市会計規則および現金出納員等の事務の取扱について（平成20年3月18日付け財務部財政課長・会計部会計課長通知）に基づき、適切に公金収納事務を行うよう、同財団へ文書にて指導するとともに、函館市会計規則等に基づき、「社会教育施設等収納事務委託契約書」第4条に規定する事務処理要領に、現金出納簿を作成・保管する旨の条項を追加する変更契約を、平成25年1月1日付けをもって、(財)函館市文化・スポーツ振興財団と取り交わしております。		

改善措置通知書

部 局 名	教育委員会	
監 査 の 種 類	定期監査 ・ その他 (財政援助団体等監査)	
監査等実施期間	平成24年9月3日～平成24年11月6日	講評日 平成24年11月9日
指 摘 事 項 等		
<p>監査の対象</p> <p>平成23年度において執行された、函館市の出資法人である財団法人函館市文化・スポーツ振興財団における出納、その他これらに関連する事務</p> <p>(1) 現金出納事務について</p> <p>イ 函館市民スケート場における使用料収入について</p> <p>函館市民スケート場における使用料収入については、財団法人函館市文化・スポーツ振興財団財務会計規程等により、現金出納簿を備え、関係事項を記載すべきところ、収納金日計表の作成のみとなっていたことから、今後は、所管部局として、財団に対し、現金出納簿を作成し適正な記帳を徹底するよう指導されたい。</p>		
措 置 内 容		
<p>函館市民スケート場における使用料収入については、改めて、同財団会計規程等に基づき適正に処理するよう文書にて指導し、平成24年11月30日付けで「スケート場使用料収入の収入事務」を含む「現金収納事務等会計事務に関する取扱い」について改訂し、平成24年度12月分収入から、現金出納簿を備え付け業務にあたっている旨、文書で回答を得ております。</p>		